

国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) しょうがい当事者、医療福祉等に従事する専門家、学識経験者等の幅広い意見を踏まえて、国立市しょうがいしゃ計画等について審議、評価及び点検を一体的に行うため、国立市しょうがいしゃ施策推進協議会を設置するものである。

国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項の規定に基づき、市のしょうがいしゃに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の附属機関として、国立市しょうがいしゃ施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (2) しょうがいしゃに関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3) しょうがいしゃに関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(組 織)

第 3 条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) しょうがいしゃ又はその関係者 7人以内

(2) 市民 1人以内

(3) 学識経験のある者 2人以内

(4) 保健医療に関する事業に従事する者 1人以内

(5) しょうがいしゃの福祉に関する事業に従事する者 2人以内

(6) 民生委員 1人以内

(7) 国立市地域保健福祉施策推進協議会委員又は国立市地域福祉計画策定委員会委員 1人以内

(任 期)

第 4 条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがいしゃ支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例の廃止)

2 国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例（平成 28 年 12 月国立市条例第 39 号）は、廃止する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 1 号を次のように改める。

(51) しょうがいしゃ施策推進協議会委員

別表第 2 中

「

しょうがいしゃ計画策定委員会委員 を

」

「

しょうがいしゃ施策推進協議会委員 に改める。

」